

平成 27 年度公募「統合化推進プログラム」
および「統合化推進プログラム（統合データ解析トライアル）」
【 FAQ：よくある質問と答え 】

独立行政法人 科学技術振興機構（JST）
バイオサイエンスデータベースセンター（NBDC）

<共通>

研究開発提案について

Q1 統合化推進プログラムと統合データ解析トライアルの両方へ応募することは可能ですか？

A1. 応募は可能です。ただし、その場合には、統合データ解析トライアルの提案が、統合化推進プログラムで実施すべき内容ではないことをご考慮の上、ご提案ください。

研究開発体制について

Q1. 研究代表者本人の人件費を直接経費に計上することができますか？

A1. 研究代表者、主たる共同研究者への人件費は、直接経費より支出することが出来ません。

研究倫理教育の要件化について

Q1. 米国ですでに研究倫理教育 CITI e-ラーニングプログラムを履修しましたが、その修了証を提出することで、今回の公募の研究倫理教育の要件を満たしていますか？

A1. 米国の CITI e-ラーニングプログラムの修了証は今回の公募の研究倫理教育の要件を満たすことになりません。CITI Japan の e-ラーニングプログラムの教材は、米国 CITI e-ラーニングプログラムの教材をベースとして、日本の指針等を盛り込んで作成されたものになっており、米国の教材と全く同じものではありません。

<統合化推進プログラム>

研究開発提案について

Q1. データの産生を目的とした研究開発は、本プログラムの対象外（募集要項 p9）ということですが、いわゆるウエットの実験だけでなく、計算科学的なデータの産生も対象外ですか？

A1. 本プログラムは、データベースの統合化・整備という目的ですので、いわゆるデータの産生は対象外としています。データ産生とは主にウエットの実験によるものを想定しておりますが、スーパーコンピューターなど計算資源を大量に使用した、計算科学的なデータの産生も含まれるものと考えます。ただし、データベース化、データ統合のためのデータの編集、形式変更のような作業はデータ産生とは致しませんので、判断が難しい場合は、具体的な事例をもって、事前にご相談ください。

Q2. すでにデータベースが構築されている課題と新規にデータベースを作成する課題があるかと思いますが、データベースが構築されていることは選考に有利となりますか？

A2. 評価において重点を置くところは異なりますので、どちらが有利ということはありません。

研究開発体制について

Q1. 海外研究機関が共同研究グループとして、研究開発に参加することができますか？

A1. 海外研究機関が共同研究グループとして参加する(海外の研究機関に所属する研究者が主たる共同研究者として参加する)場合には、研究開発構想実現のために必要不可欠であり、当該の海外研究機関でなければ研究開発の実施が不可能であることが条件となり、また、研究総括の承認が必要となります。

※ 海外研究機関を含む研究チーム構成を希望される場合には、研究開発提案書(様式12 その他特記事項)に、海外研究機関に所属する共同研究者の必要性について理由を記載してください。

なお、研究開発実施に当たっては、以下の条件を満たす必要があります。

- ・ 原則として、JST 指定の契約書様式(英語、日本語対訳つき)にて契約締結ができること。
- ・ 当該の海外研究機関と JST との間で、知的財産権の共有(各々50%ずつ保有)ができること(海外研究機関に対しては、産業技術力強化法第 19 条(日本版バイ・ドール条項)は適用されません)。
- ・ JST が指定するガイドライン(事務処理説明書、研究者向けマニュアル)に基づき適切な経費執行が可能であり、研究開発費(直接経費)の支出内容を表す経費明細(国内機関の場合は収支簿に相当)を作成し(英語可)、タイムリーに JST へ提出できること。
- ・ 研究開発契約期間中に執行状況等についての調査・確認を行う場合に、JST の求めに応じて執行状況等の報告を行えること。
- ・ 当該の海外研究機関への間接経費の支払いが、研究開発費(直接経費)の30%以内であること。

<統合化推進プログラム(統合データ解析トライアル)>

研究開発体制について

Q1. 共同研究者の要件はどのようなものでしょうか？

A1. 研究代表者の要件と同様、大学院博士課程後期以上です。

以上